

岩手県告示第 138 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 3 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白崖弥栄線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町日形字沼田 14 番 1 地先から 33 番 2 地先まで	新	A 35.0~15.0 m	m 100.0
	旧	A 35.0~15.0	100.0
		B 35.0~15.0	100.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 3 月 4 日から同年 4 月 4 日まで

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 342 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字下り松 57 番 3 地先から 111 番 1 地先まで	新	m 17.0~8.8	m 620.0
	旧	14.0~8.8	620.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 3 月 4 日から同年 4 月 4 日まで